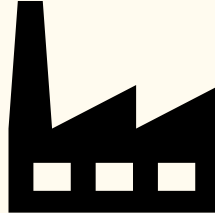


調製粉乳及び調製液状乳の製品管理

資料 3 - 2
食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会
令和 7 年 2 月 10 日

営業所等に関する規定



食品衛生法

- **規格基準**
(法第13条第1項)
- **食品衛生管理者の設置**
(法第48条)
- **HACCPに沿った衛生管理**
(法第51条)
- **営業施設の基準**
(法第54条)
- **営業の許可**
(法第55条)

乳等命令※

※ 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令

• 製造基準

調製液状乳

○ 製造の方法の基準

- a 常温保存可能品にあつては、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させるのに十分な効力を有する加熱殺菌方法及びあらかじめ殺菌した適切な容器包装へ無菌的に充填する方法として当該食品を製造する者があらかじめ定めた方法（原材料の加熱殺菌においては、摂氏120度で4分間加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法に限る。）
- b 充填後殺菌製品にあつては、保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏120度で4分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌する方法

製品に関する規定



• 成分規格

調製粉乳

乳固形分 50.0 %以上
水分 5.0 %以下
細菌数（標準平板培養法で1 g 当たり）
50,000以下
大腸菌群 陰性

調製液状乳

発育し得る微生物 陰性

• 保存基準

調製液状乳

常温を超えない温度で保存すること

• 大臣承認

乳（生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。）又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと

健康増進法

• 特別用途表示の許可 (法43条)

販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（特別用途表示）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない

対象：

- ・ 乳児用調製粉乳
- ・ 乳児用調製液状乳

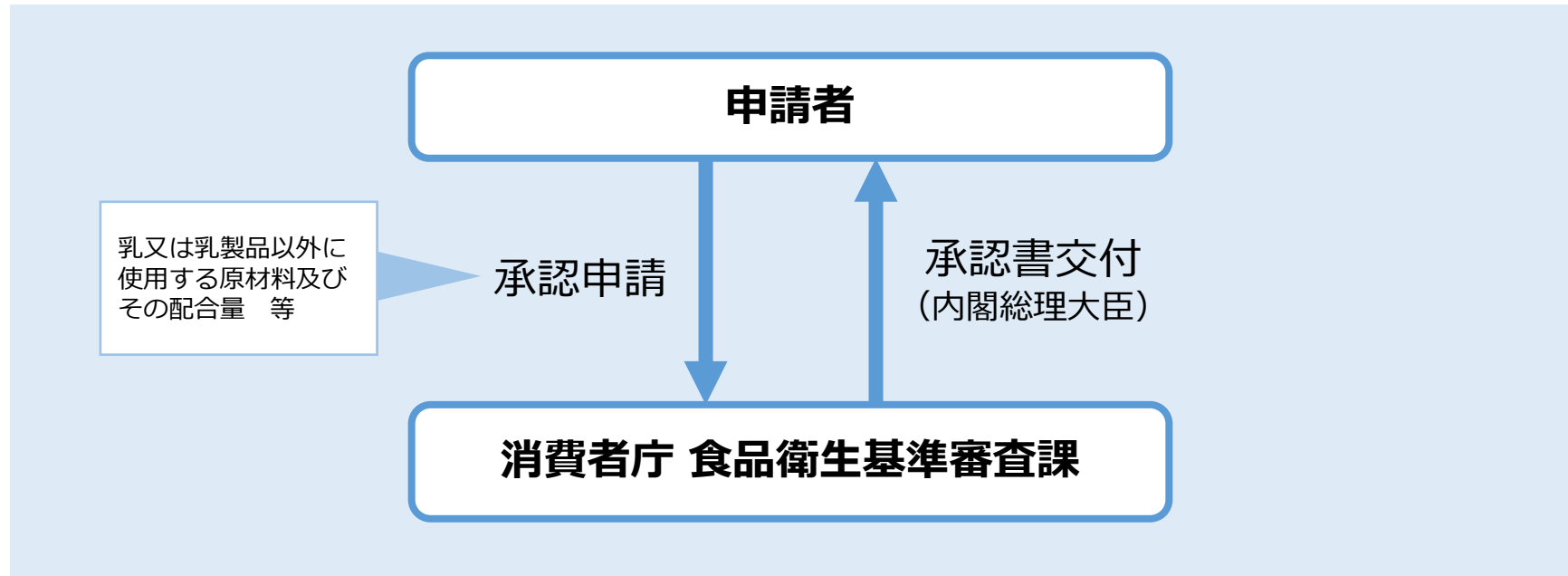
調製粉乳及び調製液状乳の大臣承認に係る申請手続

調製粉乳及び調製液状乳※においては、乳又は乳製品以外に使用するもの（原材料）の種類及び混合割合について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない

- ※ ① 出生直後からの乳児を対象とする、母乳の代替として利用できる調製粉乳等
② 離乳食で不足しがちな栄養を補うための調製粉乳等（いわゆるフォローアップミルク）

【根拠法令】食品衛生法第13条第1項、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二

【審査内容】原材料及びその配合量について食品衛生上の問題が見られないことの確認



①については、食品衛生基準審査課での手続終了後、消費者庁食品表示課において、乳児用調製粉乳としての表示許可の審査が行われる。

特別用途食品（乳児用調製乳）としての表示許可

【根拠法令】健康増進法第43条第1項

【審査内容】医学的、栄養学的に、母乳代替食品としての用に適することの確認